

防府市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱

平成 26 年 10 月 3 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、不法投棄の未然防止を図るとともに、不法投棄者を特定し、不法投棄物の撤去を指導することを目的に、不法投棄が多発する場所における監視カメラの設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 16 条の規定に違反して、廃棄物を捨てる行為をいう。
- (2) 監視カメラ 不法投棄の未然防止及び不法投棄物の撤去指導等を目的として市長が設置するカメラ並びに当該カメラによる画像を記録する装置等をいう。
- (3) 記録画像 監視カメラによって記録された画像をいう。

(管理責任者等)

第 3 条 市長は、監視カメラの適正な設置及び記録画像の適正な管理を図るため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、生活環境部クリーンセンター所次長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、生活環境部クリーンセンターの職員のうちから監視カメラの操作及び記録画像の管理を行う者(以下「指定職員」という。)を指定する。
- 4 監視カメラの操作については、指定職員以外の者が行ってはならない。ただし、監視カメラの点検、補修等管理責任者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(設置場所)

第 4 条 管理責任者は、職員によるパトロール及び市民等からの情報を総合的に勘案して、不法投棄が多発している場所に監視カメラを設置し、必要に応じて設置箇所を変更することができる。

(監視実施の表示)

第 5 条 管理責任者は、監視カメラを設置する場所の周辺に、監視カメラが作動中であることを表示するものとする。

(記録画像の管理)

第6条 指定職員は、管理責任者の指示を受けて、次のとおり記録画像を管理するものとする。

- (1) 回収及び保存 監視カメラの記録装置の記録媒体から記録画像を回収し、指定職員に配備されたパーソナルコンピュータ(以下「指定職員のパソコン」という。)の記録媒体に保存する。
- (2) 分析及び消去 指定職員のパソコンの記録媒体に保存した記録画像を分析し、不法投棄者の特定等につながる画像その他犯罪に関連するおそれのある画像以外のものは、分析後速やかに消去するものとする。
- (3) 保存期間 記録した日から起算して1月とし、当該期間が終了したときは、直ちに当該記録画像を消去する。ただし、不法投棄物を撤去し、又は撤去の指導をするため管理責任者が特に必要と認めるときは、保存期間を延長することができる。
- (4) 複製 第1号の規定による記録画像の保存以外の目的で記録画像を複製してはならない。

2 指定職員は、前項に規定する処理を行ったときは、監視カメラ管理台帳(別記様式)に記載し、速やかに管理責任者の承認を受けるものとする。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第7条 記録画像を第1条に規定する目的以外に利用し、又は外部へ提供しようとするときは、防府市個人情報保護条例(平成15年条例第19号)第8条の規定を準用する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

監視カメラ管理台帳

指定職員氏名	
監視期間	月 日から 月 日まで
監視場所	
記録画像の回収日及び保存日	回収日： 月 日 保存日： 月 日
記録画像の分析結果（監視カメラ設置場所周辺の状況等を含む。）	
保存した記録画像の消去日	月 日
記録した日から1月を超える保存が必要な場合の記録画像の保存期間及びその理由	月 日から 月 日まで 【理由】
保存した記録画像の消去日	月 日
その他特記事項	